

法令等に基づく団体等に対する
県の監査・検査等に係る
監査の結果報告書

平成 30 年 3 月
広島県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査項目	1
2	監査の趣旨	1
3	監査の対象機関	1
4	監査の対象団体検査等	2
5	監査の視点	2
6	監査の実施方法	3
7	参考 団体検査等の対象団体等数等	4
第 2	監査結果の概要	5
1	団体検査等の実施状況（定期・随時）	5
2	実施要綱・要領，検査等マニュアル，実施計画の作成状況及びこれらに 基づく団体検査等の実施頻度	7
3	団体検査等の体制	10
4	団体検査等の結果に係る改善指導状況，不適正事案等への対応例	14
第 3	改善を求める事項及び検討要請事項（個別事項）	16
1	改善を求める事項	16
2	検討要請事項	16
第 4	監査委員意見	18
1	団体検査等の検証の実施	18
	（1）団体検査等の定期的な実施について	18
	（2）適切かつ確実に検査を実施するための体制・方法等の検証・整備 について	19
	（3）団体検査等の実施頻度，連携について	19
	（4）検査結果の処理及び不適正事案等発生の教訓を生かした取組について	20
2	県全体の検査のバックアップとしての外部専門者の配置と研修等の充実 について	21
	（参考） 団体検査等一覧表	22

法令等に基づく団体等に対する県の監査・検査等に係る監査の結果

平成 30 年 3 月 16 日

広島県監査委員	安 井 裕 典
同	東 保 幸
同	奥 兆 生
同	赤 木 稔 明

第 1 監査の概要

1 監査項目

法令等に基づく団体等に対する県の監査・検査等について

2 監査の趣旨

近年の規制緩和や行政業務の民間活用の流れの中で、官民間わず、事業遂行に当たり、チェック機能の強化や体制の整備が一層重要になっている。

しかしながら、ここ 1～2 年の間においても、県が設置する施設の管理や、団体等に対する県の補助金の支出を始め、県の検査において、十分なチェックが行われていない事例もいまだに見受けられる状況にある。一方、企業の製品検査等においても、データ改ざんや一部未実施、無資格者による検査等の事例が報道されている。

こうした中、県や市が、法令等に基づき実施している団体等の監査や検査の対象となる団体において、入浴施設におけるレジオネラ菌の集団感染や、介護事業所における医療職員以外の者による医療行為や介護報酬の不正受給など、県民の安全・安心を脅かす事例も発生している。

また、県や市が団体等の監査や検査を行う事例において、平成 29 年 11 月、福山市の指定就労継続支援 A 型事業所の経営破たんにより、福山市、府中市の事業所利用者 106 人が解雇されるという事案が発生したが、現行の監査・検査等の方法・内容では、事業運営法人の経営状況を確認しがたいという課題が判明した。

このような状況を踏まえ、本監査は、現在県で実施されている法令等に基づく団体等に対する監査・検査等について、現状のやり方で目的に沿った検査等ができていのかどうか、また、不適正な事案や県民の安全・安心を脅かす事案を生じさせないという視点に立っているかどうかの観点から、現状の実施状況について、実態を把握し、この結果、見えてきた課題を踏まえ、県民生活の安全・安心につながる効率的、効果的な監査・検査等に資することを目的とするものである。

3 監査の対象機関

法令等に基づく団体等に対する監査・検査等（以下「団体検査等」という。）を所管している本庁の機関

4 監査の対象団体検査等

本庁知事部局，教育委員会，警察本部，各行政委員会に対し，所管する団体検査等について調査したところ，257の団体検査等が確認された。

うち，11については，市町への事務・権限移譲済みで県での実施はないため，県での実施に係る監査については，これを除いた246を対象とした。部局別の内訳は表1のとおりである。

表1 部局別団体検査等数等

部局名	会計	危機	総務	地域	環境	健康	商工	農林	土木	企業	病院	教育	警察	労働	合計
団体検査等数	2	6	2	2	46	63	14	45	37	2	1	2	23	1	246

※1 一部市町に事務・権限移譲を行っているものも含む

※2 議会事務局，監査委員事務局，人事委員会事務局については，該当する団体検査等なし

※3 団体検査等数の多い健康福祉局，環境県民局，農林水産局，土木建築局の主な監査・検査の種類は次のとおり

健康福祉局：医療・薬務，食品衛生，生活衛生，介護福祉・障害者福祉

環境県民局：環境（大気・水・化学物質等），産業廃棄物，消費生活

農林水産局：農協・漁協・森林組合等団体，家畜・動物

土木建築局：建設，建築

5 監査の視点

- 現状のやり方で法令の目的に沿った検査等ができているのか
- 不適正な事案を生じさせない視点での検査内容・検査体制となっているか
 - ・ 団体検査等の実施状況（定期・随時）
 - ・ 実施要綱・要領，検査等マニュアル，実施計画に基づく検査（頻度・件数等）
 - ・ 検査体制の整備（関係機関との連携，現地確認の状況，検査実施職員の数，職員研修の状況）
 - ・ 指導後のフォローアップの状況（不適切な処理の繰り返しへの対応を含む）

6 監査の実施方法

本庁各部局の団体検査等所管課に対し、第1次調査（書面調査）により、団体検査等の検査内容や検査体制に係る全般的な項目を調査し、その結果見えてきた課題に基づき、団体検査等の中から調査対象を抽出し、第2次調査（聞取調査）を実施した。実施状況は表2のとおり。

表2 調査の実施状況

調査区分及び 調査実施期間	調査概要等
第1次調査（書面調査） 6月～7月 ※ 対象数 246 （事務・権限移譲済みを含めると257）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な調査項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体検査等の実施状況（定期・随時） ・ 実施要綱・要領，検査等マニュアル，実施計画の作成状況 ・ 検査体制（組織・人員，関係機関との連携，研修，専門職員等）の状況 ・ 不適正事案に対する対応状況（検査結果の公表，指導後のフォローアップ等）
第2次調査（聞取調査） 10月～12月 ※ 抽出数 57	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次調査結果の見えてきた課題から，次の視点で抽出調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象団体等への実施状況，団体検査等の手法 ・ 実施要綱・要領，検査等マニュアル，実施計画の作成状況及びこれらに基づいた検査等の実施頻度・件数 ・ 団体検査等の体制 ・ 事務・権限移譲に係る市町との連携状況 ・ 団体検査等の結果の処理 ・ 不適正事案への対応 ○ 昨今の不適正事例等から調査全体の流れや実施体制・方法を調査

7 参考 団体検査等の対象団体等数等

表3 団体検査等の対象団体等数及び、実施団体等数（平成26～28年度）

年度	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
会計管理部	対象	55	42	52
	実施	55	42	52
危機管理監	対象	519	516	499
	実施	304	242	224
総務局	対象	1,247	1,234	1,270
	実施	42	41	68
地域政策局	対象	2	2	2
	実施	2	2	2
環境県民局	対象	9,816	9,888	9,426
	実施	3,869	4,251	4,005
健康福祉局	対象	68,364	68,289	67,174
	実施	40,211	42,446	39,918
商工労働局	対象	4,536	4,571	4,626
	実施	147	161	81
農林水産局	対象	7,504	7,724	7,786
	実施	1,686	1,455	1,497
土木建築局	対象	36,880	37,145	37,531
	実施	118	159	172
企業局	対象	2	2	2
	実施	1	2	1
病院事業局	対象	1	1	1
	実施	1	1	1
教育委員会事務局	対象	2	2	2
	実施	1	2	0
警察本部	対象	31,300	31,808	32,421
	実施	1,676	1,674	1,536
労働委員会事務局	対象	0	0	0
	実施	0	0	0
合計	対象	160,228	161,224	160,792
	実施	48,113	50,478	47,557

※1 対象団体等数は、明確でない場合の概数を含む。不詳で数が不明なものは除く

※2 実施団体等数の平成28年度分については、集計中のものは除く

表4 監査・検査等対象団体等数（平成28年4月1日現在）

対象団体 等数	等数									不 詳	合 計
	0	1	2～ 50	51～ 100	101～ 500	501～ 1,000	1,001～ 5,000	5,001～ 10,000	10,001～		
監査・ 検査等	4	39	68	22	37	13	17	5	4	37	246

※ 平成28年4月1日現在の数以外で、業務上とりまとめた直近の数や概数を含む

第2 監査結果の概要

第1次、第2次調査の結果、次の4点について課題が見受けられた。

1 団体検査等の実施状況（定期・随時）

(1) 第1次調査

法令等上、団体検査等の実施について、

- ・ 定期的に実施することを求められているもの
- ・ 「必要に応じて実施することができる」等の旨が定められているもの
- ・ 法令等に違反している場合に実施するなど限定されているもの

がある。

法令等に定期的に実施する定めがあるもので1年間の検査回数等が定められているもの及び法令等に違反している場合に実施するなど限定されているものを除き、定期に実施するか、随時に実施するかは、各団体検査等により定められており、定期に実施するものは、毎年やローテーション方式などによって行われている。

団体検査等を、定期的に実施しているのは246検査中147件、残りの99件（40.2%）は不適正事案が発生した場合や通報等があった場合に随時実施することとしており、このうち37件は過去5年間の検査等の実施件数が0件であった。

表5 対象団体等への団体検査等の実施状況

区 分		監査・検査数		法令等上の定め		
定期	毎年実施 (実施年度を定めその年度に全対象団体等を実施するものを含む。)	147 (59.8%)	51 (20.7%)	定期的に 実施 37 (15.0%) 〔うち回数が 定められて いるもの 7〕	「必要に 応じて実 施するこ とができ る」旨の 定め 110	
	ローテーション方式（2年や数年に1回等）で実施		41 (16.7%)			
	1年間に検査する団体等の数を決めて実施、もしくは可能な範囲で実施		55 (22.4%)			
随時	不適正事案が発生した場合、通報等があった場合、その他行政庁が必要と判断した場合のみ実施 ※ 概ね過去5年間（平成24年度以降）未実施のもの（37/99）	99 (40.2%)			定期+ 随時 177 (72.0%)	法令等に違反している場合などに限定 32 (13.0%)
合 計		246			246	

※ 各数値の下の（ ）内の%は、当該欄の合計に対する割合

<第1次調査から見えてきた課題>

団体検査等をなぜ随時で実施するのか（定期的に実施しないのか）という視点に基づき、随時の実施で団体等の監督ができるかどうかについて、第2次調査で確認した。

(2) 第2次調査

団体検査等の実施を、「随時」としている場合について

- 「未実施」と回答のあったものを中心に調査したが、団体検査等を「随時」で実施しているもののうち、不適正事案等の発生がないため、未実施が続いているというものがほとんどであった。
- 「随時」としている中には、団体検査等は実施していないが、次のような対応により内容を確認しているものもあった。
 - ・ 検査対象団体等からの事業実施状況、決算書等の報告により確認している。
 - ・ 検査対象団体等に対して、別に検査内容が重複する検査が実施されている。
 - ・ 他の検査の中で併せて実施している場合がある。
 - ・ 他の検査・調査を前提として、その結果に問題あれば実施することとしている。

(3) 課題

不適正事案の発生防止の視点

随時で実施している団体検査等の場合は、不適正な事案が発生すれば対応するというスタイルでは、定期的実施することで不適正事案を防ぐ視点である、未然防止・牽制機能が欠けている。

また、団体検査等は実施していないが、対象団体等から報告を求めている例などもある。このことにより団体検査等を実施したことと同じ効果が得られているのか、対象団体等の状況を実地で確認・検査する必要は全くないのか検証する必要がある。

2 実施要綱・要領, 検査等マニュアル, 実施計画の作成状況及びこれらに基づく団体検査等の実施頻度

(1) 第1次調査

実施要綱・要領, 検査等マニュアル, 実施計画（以下「実施要綱等」という。）をどれも作成していない団体検査等は, 全体の22.4%（55件）であるが, 随時に検査等を実施しているものに限れば, 54.5%（54件）となっている。

表6 実施要綱・要領, 検査等マニュアル, 実施計画の作成状況

区 分		作 成	未作成	合 計
定期	実施要綱・要領	109	38	147
	検査等マニュアル	98	49	147
	実 施 計 画	94	53	147
	実施要綱・要領, 検査等マニュアル, 実施計画どれも未作成のもの			1(0.7%)
随時	実施要綱・要領	32	67	99
	検査等マニュアル	19	80	99
	実 施 計 画	17	82	99
	実施要綱・要領, 検査等マニュアル, 実施計画どれも未作成のもの			54(54.5%)
合計	実施要綱・要領	141(57.3%)	105(42.7%)	246
	検査等マニュアル	117(47.6%)	129(52.4%)	246
	実 施 計 画	111(45.1%)	135(54.9%)	246
実施要綱・要領, 検査等マニュアル, 実施計画どれも未作成のもの			55(22.4%)	

※1 実施計画数の作成数は, 「毎年度作成」と「実施年度のみ作成等」の合計

※2 「定期」「随時」欄の「実施要綱等どれも未作成のもの」の()内の%は, それぞれ「定期」の合計147と「随時」の合計99に対する割合

「合計」欄の()内の%は, 団体検査等数246に対する割合

<第1次調査から見えてきた課題>

○ 実施要綱等が未作成のもの

実施要綱等を作成せずに適正な検査等が行えるのか、どのような検査をしているのかという視点に基づき、実施要綱等を作成しない理由や実施要綱等を作成せずに検査の目的をどうやって達成させるのかということについて第2次調査で確認した。

○ 実施要綱等が作成されているもの

実施要綱等に基づき、適切に検査等が実施されているかという視点に基づき、実施要綱等に定められた頻度・件数で実施されているか、適切な調査項目の設定と検査項目に基づく団体検査等が実施されているかについて第2次調査で確認した。

(2) 第2次調査

ア 実施要綱等が未作成の主な理由及び実施状況

実施要綱等が未作成なものは、不適正事案発生時など必要に応じて実施するため、作成していないというものがほとんどであり、団体検査等も実施されていなかった。

また、国等が定める要綱に従って実施するため作成していないというものもあった。

イ 実施要綱等に基づく実施状況

概ね、実施要綱等に基づく頻度・件数で検査等が実施されており、また、法令等に基づく基準等から調査項目を設定した調査票、チェックリスト等を活用し、適切に実施されていたが、次のような改善を要する事例等もあった。

○ 実施要綱等は作成されているが、その中で実施頻度・件数、実施方法が明確に定められていない。(結果的に、検査が実施されていなかった。)

○ 実施要綱等に定められた頻度・件数で検査が実施されていない。

○ 対象団体数が非常に多いことから、対象団体数と比較して検査実施数が少ない。

また、実施要綱等の頻度・件数どおりの検査が実施できない団体検査等や、検査実施数の少ない団体検査等の担当者からは、他の業務も行いながら検査を行っており、体制的に厳しいといった意見もあった。

なお、一部の団体検査等においては、個別の団体検査等に加えて、検査対象団体等を対象とした研修や集団指導が行われており、不適正事案の未然防止、ローテーション方式等の補完となる取組が行われていた。

○ 研修・集団指導の例

- ・ 介護保険サービス事業者等の実地指導、特定給食施設に対する指導
：指導対象事業者、施設等に対して講習会形式の集団指導を実施
- ・ 農薬取締検査：検査対象となる農薬取扱者等を対象とした農薬危害防止講習会を実施

(3) 課題

ア 不適正事案発生時における実施要綱等の必要性

不適正事案発生時などに団体検査等を実施することとしているものについては、いわゆる有事における対応となるため、日ごろから検査内容や方法を確認しておくためにも実施要綱等を定めておくことが望ましいが、即時に対応が行えるよう、少なくとも危機管理マニュアルなどの作成を検討する必要がある。

イ 実施要綱等に頻度・件数や方法が定められていない場合の対応

実施要綱等に頻度・件数や方法が明確に定められていないことから、団体検査等が実施されていないものについては、目的に照らして直ちに規定を整備して実行する必要がある。

【該当する第2次調査における個別事例】

- ・ 卸売市場立入検査（根拠：卸売市場法）

ウ 実施要綱等に定められた頻度・件数で検査が行われていない場合の対応

実施要綱等に定められた頻度・件数で検査が実施されていないものについては、団体検査等の目的を再確認した上で、目的に沿って実行に努めるか、または定められた頻度で行えないのであれば、規定や執行体制を見直す必要がある。

【該当する第2次調査における個別事例】

- ・ 私立学校振興費補助金検査（根拠：私立学校振興助成法）
- ・ 第1種フロン類回収業者に係る立入検査（根拠：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法））
- ・ 特定給食施設に対する指導（根拠：健康増進法）
- ・ 計量法に基づく検査（根拠：計量法）
- ・ 旅行業者等への立入検査（根拠：旅行業法及び同法施行令）

エ 団体検査等の目的に沿った実施頻度・件数の確保

実施要綱等で定められた頻度・件数により、団体検査等の目的に沿った実施頻度が確保されているか検証する必要がある。

3 団体検査等の体制

(1) 研修等による職員の育成

ア 第1次調査

表7 平成28年度の研修の実施状況

実施	未実施	合計
108	138	246

<第1次調査から見えてきた課題>

- 研修を実施せずに職員のスキルは維持できるのかという視点に基づき、今後の研修の必要性、サポート要員等について第2次調査で確認した。
- また、研修により、職員のスキル向上、検査技術の継承がされているかという視点に基づき、研修の実施状況について第2次調査で確認した。

イ 第2次調査

a 研修未実施の状況について

研修が未実施と回答した団体検査等のほとんどは、研修という形式では実施していないが、検査対応職員の数が少ないケースでは、担当者間の検査前の事前打合せの中での講習、他の職員と一緒に検査に行く中でのノウハウの習得などのOJT、担当者会議等での意見交換などにより、職員のスキルを高める工夫が見受けられた。

b 研修の実施状況について

県の担当職員を対象とした研修会だけではなく、事務・権限移譲市町と合同の研修の実施や、国等で実施する専門研修への参加などの取組を行っているものも見受けられた。

なお、財務会計処理に特化した研修に取り組んでいる例は見受けられなかった。

(2) 専門職員等による団体検査等への取組状況

ア 第1次調査

表8 団体検査等を実施する専門職員の資格の必要性

必要	必要なし	合計
26	220	246

- 専門職員例 ※ () 内は、専門職員に必要な資格
 - ・ 特定給食施設に対する指導： 栄養指導員（管理栄養士等）
 - ・ 食品衛生施設の監視指導： 食品衛生監視員（医師，歯科医師，薬剤師，獣医師等）
 - ・ 毒物劇物販売業・製造業等立入検査等： 薬事監視員（薬剤師等）
 - ・ 建築基準法に基づく立入検査等： 建築主事（建築基準適合判定資格者等）
- 専門職員以外に外部専門者（公認会計士・社会保険労務士等）を活用している事例があった。

表9 実地検査等を行う場合、検査等に従事する1団体等あたりの人数

1名	2名	3名	その他	決まってい ない	合計
7	108	9	58	64	246

<第1次調査から見えてきた課題>

- 検査を行うのに十分な人員確保を行えているのかという視点に基づき、人員確保・人員育成はどうしているのか、スキルアップ維持のための研修を行っているのか第2次調査で確認した。
- また、1名体制で検査等が行えているのかという視点に基づき、実施体制の見直し（複数人体制）が必要であるのかどうかについて第2次調査で確認した。

イ 第2次調査

a 人員確保・人材育成について

法令等に基づき、団体検査等を実施するのに必要な資格を持った専門職員が検査を実施しており、その中には専門技術の維持向上等のため、育成の取組を実施している団体検査等もあった。また、専門的な検査内容について、効果的な事例として、外部専門者を活用している事例もあった。

(a) 専門職員育成の取組例

- ・ 薬事監視員： 資質向上育成プログラムを策定し、新任の薬事監視員等に対して育成研修・指導を行い、資質向上を図っている。
- ・ 建築主事： 建築基準適合判定資格者等を養成する研修を実施し、資格取得に係る経費を公費負担している。

(b) 外部専門者の活用状況例

- ・ 社会福祉法人指導監査： 公認会計士，社会保険労務士
 - ・ 農業協同組合常例検査等： 公認会計士，銀行OB
- いずれも、職員と一緒に実地検査を実施している。

なお、調査項目に、会計処理等がある団体検査等の担当者からは、県の会計処理方法と異なり、特に初任時など知識も少ないため、調査は難しいとの声や、会計処理等について、外部専門者に相談できる窓口があればとの声があった。

(c) 外部機関による監査・検査例

- ・ 計量法に基づく検査： 県が実施する検査以外の計量法に基づく検査を、県の指定検査機関が実施している。
- ・ 液化石油ガス法に係る保安検査・高圧ガス保安法に係る立入検査（コンビナート等保安規則）、建築基準法に基づく立入検査
： 検査は、県とともに、県が指定する指定検査機関が実施している。

b 1名体制での団体検査の状況

1名体制で行われている団体検査等は、その多くが専門職員により実施されるものであった。チェック票で指導内容が決められており、指導内容が専門の資格に関することから、新任職員への対応を考慮する以外には、原則として資格保有者1名で団体検査等が実施されている取組が見受けられた。

(3) 関係機関との連携状況

ア 第1次調査

表 10 関係機関との連携状況

区 分	監査・検査数
有	115
無	131
合 計	246

表 11 市町への事務・権限移譲の状況について

回 答	監査・検査数
事務・権限移譲なし	185
一部の市町へ事務・権限移譲	61
すべて市町に事務・権限移譲を行 い県での実施なし	11
合 計	257

<第1次調査から見えてきた課題>

- 共同立入、情報共有等の実施が適切に行えているのかという視点に基づき、共同立入、情報共有等の実施内容及び関係機関との連携状況について第2次調査で確認した。
- また、事務・移譲市町に対する県の支援、連携等はどうに行われているのかという視点に基づき、検査等への同行・研修会の内容、外部専門者の活用、技術的支援、連携、役割分担等について第2次調査で確認した。

イ 第2次調査

関係機関との連携や事務・権限移譲市町との連携については、団体検査等の効果的な実施のため、次のように工夫して取り組んでいる例が見受けられた。

a 関係機関（他の団体検査等）との連携例

- ・ 幼保連携型認定こども園指導監査：
施設・認可に係る県の指導監査と運営・給付に係る市町の確認指導監査の同時実施
- ・ 介護保険サービス事業者等の実地指導：
事業者の指定権者の県と介護報酬の保険権者の市町との合同立入、情報共有
- ・ 第1種フロン類回収業者に係る立入検査：
建設リサイクル法合同パトロール（県建設事務所と労働基準監督署と合同実施）
- ・ 風俗営業の営業所に対する立入検査：
建築物防火安全対策として、警察・消防・建築の関係部局で構成する連絡協議会を設置（広島市・広島県）し、情報共有、共同立入を実施
- ・ 農薬取締検査：
毒物・劇物の立入検査との検査対象の情報共有・共同立入を実施、国の実施する除草剤の立入検査についても同様

b 事務・権限移譲市町との連携例

- ・ 市町の検査に県が同行、県の検査に市町が同行
- ・ 不適正事案発生時の移譲市町の立入検査への同行、助言
- ・ 市町における公認会計士・社会保険労務士など外部専門者の活用支援
- ・ 新たな検査の開始に伴い、移譲市町の実施状況を確認するとともに、県の検査に市町職員が同行する実地研修を実施

(4) 課題

ア 内部研修等による会計処理など専門的知識の習得

団体検査等の実施体制について、職員の研修については研修会の開催のほか、OJTの実施等による工夫が見られるが、会計処理など専門的な知識の習得への対応はできていない。

イ 外部専門者の活用

外部専門者の活用は一部の団体検査等では実施されているが、県全体として、効率的、効果的な団体検査等を実施するため、現在活用されていない他の団体検査等での活用と、その活用方法について、各団体検査等のニーズに合わせた方法の検討が必要である。

4 団体検査等の結果に係る改善指導状況、不適正事案等への対応例

(1) 第1次調査

表 12 措置状況の確認

実施	未実施	場合により 実施	合計
88	0	39	127

※1 場合により実施とは、軽微な指導事項に伴い、文書による措置状況の確認を求めないものを
含むもの

※2 措置の要求（改善指導等）を求める事項がない監査・検査数は119

第1次調査から見えてきた課題

団体検査等の結果、措置の要求（改善指導等）を求めるもの、不適正事案への対応がどのように
行われているのかという視点に基づき、改善指導等の状況、不適正事案への対応状況と再発防止対
策について第2次調査で確認した。

(2) 第2次調査

ア 団体検査等の結果に係る改善指導状況

団体検査等の結果の処理については、概ね、結果を相手方に通知し、結果のうち改善措置を求め
るものについては、改善報告書を提出させるなど措置状況の確認を行っていた。

改善の内容が不十分な場合は、改善措置を求めて、現地での指導や改善報告書の再提出を求める
など、改善の確認ができるまで指導を行っていた。

改善指導は適切に実施されていたが、改善要求の件数自体は減少せず、変動があまりないものも
見受けられた。

イ 不適正事案等への対応例

指定取消等の処分、県民の安全・安心を脅かすような事例、全国的に繰り返される不祥事件など
の事案が発生している団体検査等の改善に向けた取組として、次のようなものがあった。

○ 介護保険サービス事業者等の実地指導及び監査、医療法人への立入検査：

指定取消を受けた介護保険サービス施設の設置者（医療法人）が設置する他の施設に対する重
点的な実地指導・監査等の実施及び、設置者に対して、不適正事案の組織的関与の有無、組織
全体の法令遵守等の業務管理体制の整備状況に対する立入検査を実施。設置者が医療法人であ
ったことから、医療法人としての運営を検査する立入検査も実施。

○ 指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査、業務管理体制確認検査：

指定就労継続支援A型事業所の経営破たんを受け、中小企業診断士等の専門家の活用や組織自
体の業務管理体制の検査方法や組織内での管理者の育成など指導及び監査方法等についての検証
と見直しを検討。また、経営改善が必要な事業所に対して、経営改善計画に沿った改善状況の確
認を実施する予定。

○ 農業協同組合常例検査・随時検査：

全国的に職員の横領等の不祥事件等が発生している中、事務処理の誤り・問題等に対して、発
生の経緯・背景、事務処理の実態や組織内のチェック体制等を調査し、検査対象と双方向の議論
を行い、組織の内部管理体制、法令等遵守体制の整備等に向けた指摘・評価を実施。

(3) 課題

ア 不適正な事務処理事案の共有による再発防止への取組

団体検査等の結果、不適正な事務処理等があった場合には指摘や改善指導等を行い、改善結果の報告を求めている。不適正な事務処理等を行った当該団体に対しては、改善されるまで報告を求めよう取組が行われているが、同様の事案が発生しないように、同種の団体等に対して、不適正事案の事例紹介、未然防止策の提示や同種の団体等に対する立入検査の実施など、再発防止への取組について検討する必要がある。

イ 不適正事案の教訓を生かした未然防止策の検討

不適正な事案が発生した場合には、原因究明や今後の対応方針、再発防止策が定められるが、再発防止策の具体的な内容の検討に当たっては、現在の検査体制、検査内容、検査方法、検査頻度等の検証を行い、団体検査等の適正な執行の確保はもちろん、不適正事案の未然防止の視点を取り入れた見直しを行う必要がある。

ウ 不適正事案を発生させない体制づくりに向けた検査の検討

全国的に組織ぐるみの不適正事案も報道される中、不適正事案が発生する組織の体質に焦点を当てるなど、不適正事案を発生させない組織づくり、内部統制に向けた検査内容となるような検査手法等も併せて検討する必要がある。

第3 改善を求める事項及び検討要請事項（個別事項）

本庁各部署の団体検査等所管課に対する第1次調査（書面調査）及び第2次調査（聞取調査）の結果、団体検査等は概ね適正に実施されていたが、次のとおり改善を求める事項及び検討要請事項があった。

1 改善を求める事項

実施要綱等に定める実施頻度・件数に基づく実施について

次の団体検査等については、実施要綱等に実施頻度や件数を設定しているが、これに基づいた実施頻度や件数の検査が実施されていなかった。検査体制や設定に対する実施状況等の検証を行うとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度や件数の設定を検討し、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行うことも含め、実施要綱等に基づいた団体検査等の実施を行う必要がある。

団 体 検 査 等
<ul style="list-style-type: none">・ 私立学校振興費補助金検査（環境県民局学事課）・ 第1種フロン類回収業者に係る立入検査（環境県民局環境保全課）・ 特定給食施設に対する指導（健康福祉局健康対策課）・ 計量法に基づく検査（商工労働局イノベーション推進チーム）・ 旅行業者等への立入検査（商工労働局観光課）

2 検討要請事項

（1）実施要領の見直しと検査の実施について

次の団体検査等については、実施要領が定められているが、その中に検査頻度・件数、検査基準等の設定がなく、検査が実施されていなかった。検査目的の達成のための適切な実施頻度や件数、法令等の遵守事項等を反映した具体的な検査項目や検査基準等の設定を検討し、実施要領の見直しを行い、適切な実施を行われたい。

団 体 検 査 等
<ul style="list-style-type: none">・ 卸売市場立入検査（農林水産局販売・連携推進課）

(2) 検査方法等の強化について

次の団体検査等については、平成 29 年 11 月に対象となる指定就労継続支援 A 型事業所の経営破たんにより、利用者が解雇されるという事例が発生し、迅速な対応が必要となっている。

実施要綱等に基づく実施頻度や調査事項による実施がなされていたにもかかわらず、今回のような県民の安心を脅かす事案が発生し、また他の市町においても同様の事案が相次いでいることから、再発防止に向けた緊急点検の実施などの取組を行うとのことであるが、この点検結果の分析やこれまでの検査の検証等を行うとともに、今後国による抜本的な見直しが推測されることから、適宜適切な対応を行われたい。

団 体 検 査 等
<ul style="list-style-type: none">・ 指定障害者福祉サービス事業者等指導及び監査（健康福祉局障害者支援課）・ 指定障害者福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査（健康福祉局障害者支援課）

(3) 検査方法の見直しについて

次の団体検査等については、立入検査対象の選定に当たり、選定基準を定めて検査を実施しているが、対象団体数が非常に多いため、対象団体数と比較して検査実施数が少なく、検査の間隔が空くことになる。

現行計画に対する実施率を確認し、実施方法に問題はないかなどについて検証するとともに、必要に応じて報告徴収による対象の選定など定期的に対象選定基準の見直しを行い、効果的な実施方法について検討されたい。

団 体 検 査 等
<ul style="list-style-type: none">・ 行政書士又は行政書士法人事務所への立入検査（総務局総務課）・ 建設業法第 31 条の規定に基づく立入検査（土木建築局建設産業課）

3 今回の監査によって改善が図られた事例

今回の監査をきっかけに、次のとおり改善を図られた事例があった。

- 実施要綱に定期的な検査をすると定めているが、具体的な実施頻度が定められておらず、団体検査等が実施されていなかったもので、実施頻度を定め、今年度中に実施を予定しているもの。
- 実施要綱等がなく、実施方法等が明確に定められておらず、実施されていなかったもので、実施マニュアルを定め、今年度実施されたもの。

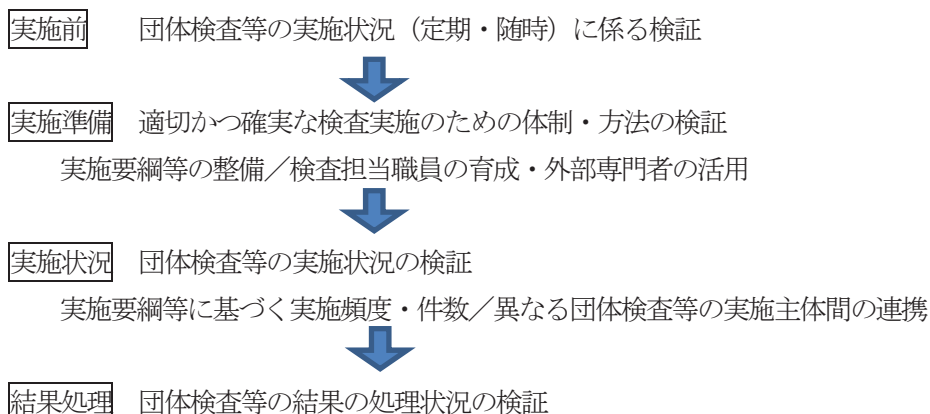
第4 監査委員意見

1 団体検査等の検証の実施

団体検査等の対象となっている団体等は、認可・指定等や公的助成を受けている団体も多く、ひとたび不適正事案が発生すれば、利用者を始めとする県民への被害や公的資金の損害等、影響は非常に大きいものがある。

現在実施している団体検査等について、現行のやり方で目的に沿った団体検査等ができているのか、不適正事案を生じさせない視点での検査内容・検査体制となっているか、次のとおり検証を行い、必要に応じて検査方法等の検討・見直しを行っていただきたい。

【団体検査等の実施に係る検証フロー】



(1) 団体検査等の定期的な実施について

ア 定期的な団体検査等の実施について

団体検査等の実施状況について、定期的には実施していないものが全体の4割程度を占めており、理由として不適正事案が発生すれば実施するとの回答が多く見受けられた。しかしながら、不適正な事案が発生すれば対応するというスタイルでは、定期的には実施することで不適正事案を防ぐ視点である、未然防止・牽制機能が欠けているのではないかと思われる。

過去の本県の事例や、国・他県等での不適正事例、前回検査からの間隔、対象団体数、不適正事案が発生した時の影響、当該団体検査等を取り巻く社会情勢等から、実施しないリスクを検証した上で、必要に応じて、定期的な団体検査等の実施について検討されたい。

イ 検査方法の見直しについて

団体検査等は実施していないが、対象団体等からの報告で確認しているものや他の内容の重なる検査を実施しているとの回答が見受けられたが、このことにより団体検査等を実施したことと同じ効果が得られているのか、対象団体等の状況を実地で確認・検査する必要は全くないのか検証する必要がある。

本来の団体検査等の目的に照らして、報告や他の検査での代替で不足が生じていないか、検査等の実効性が確保されているのか検証し、必要に応じて、検査方法の見直しを検討されたい。

(2) 適切かつ確実に検査を実施するための体制・方法等の検証・整備について

ア 実施要綱等の作成について

団体検査等を実施するための実施方針、実施方法・項目・計画等整備した実施要綱・要領、検査等マニュアル、実施計画について、未作成のものや、作成されているものの実施頻度や方法等が明確でないものがあった。

未作成のものについては、不適正事案発生時など必要に応じて実施するため作成していないものが多く見られたが、実施要綱等は、実施方針、調査方法などを明確にするものであって、これらがなく、ひとたび不適正事案が発生した場合に、迅速かつ円滑に検査できるのか疑問が残ることから、日ごろの業務確認と不適正事案を起こした団体以外の対象団体に対する円滑な検査の実施のためにも、実施要綱等の作成を検討されたい。

更に、問題が発生すれば対応することとしている随時検査だからこそ、初期の連絡体制などを盛り込んだ危機管理マニュアル作成等の対応策を、優先して準備しておく必要がある。

実施頻度や方法等が明確でないものについては、これまでの実施状況等を検証し、適切な団体検査等の実施に必要な実施頻度や方法の設定、これらを定めた実施要綱等の改正を検討されたい。

イ 研修体制等の検証及び外部専門者の活用について

適切に団体検査等を実施するためには、担当職員の業務知識の習得、検査スキルの向上は極めて重要である。

団体検査等の内容は多岐に渡り、担当職員数等も異なっていることから、所管する団体検査等の内容や実施体制等を踏まえ、適切かつ確実に検査を実施するためのスキルが身につく研修体制（内部研修の充実、外部専門研修の受講と受講者以外への伝達）、手法（講習会方式・OJT等）、研修内容となっているかの検証を行い、必要に応じて研修方法や資料等の見直しを検討されたい。

また、現在一部の団体検査等において、公認会計士や社会保険労務士等の外部専門者が活用されているが、専門性の高い検査項目や不適正事案の発生可能性が高いなど影響が大きいものなどについては、必要に応じてこれらの外部専門者の活用を検討されたい。

(3) 団体検査等の実施頻度、連携について

ア 実施体制の検証及び検査体制等の見直しについて

実施要綱等に定められた頻度や件数の団体検査等の実施について、今回調査した中には、実施要綱等上の実施頻度・件数で検査が実施されていない、検査が実施されていても検査間隔が長い、対象団体数が非常に多いため、対象団体数と比較して検査実施数が少ない検査が見受けられた。

実施要綱等上の実施頻度・件数で検査が実施されていないものについては、現行計画に対する実施率を確認し、実施体制に問題はないかなどについて検証するとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度・件数の設定を行った上で、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行い、実施について検討されたい。

また、対象団体数と比較して、検査実施数が少ないものについては、実施方法の検証を行うとともに、定期的に対象選定基準の見直しを行い、効果的な実施方法を検討されたい。

イ 関係機関との連携について

効率的・効果的な検査実施のためには、市町との連携も必要である。多くの団体検査等において、市町への事務・権限移譲が行われているところであり、様々な手法で連携が図られていたが、今後とも県・移譲市町両者が適切に団体検査等を実施できるよう、市町のニーズ収集、制度改正等とそれに伴う検査方法の変更等タイムリーな情報提供、検査情報の共有と活用などの状況について検証を行い、より最適な連携について検討されたい。

また、市町や県の所管課同士の団体検査等間の情報共有や共同立入などの連携も見受けられた。効率的・効果的な検査の実施に向けて、同種の検査対象や関連する団体検査等については、連携可能性、連携方法の検討を行われたい。

(4) 検査結果の処理及び不適正事案等発生 の 教訓を生かした取組について

ア 検査結果の分析について

団体検査等の結果、改善を求める事項があった場合、結果を通知し、それに対する措置状況は確認されているものの、改善の措置要求の実績があまり変わらない団体検査等も見受けられた。

改善を求める事項が増加、継続するようであれば、再発防止や未然防止の視点に立って、改善を求める事項の傾向や原因等の分析等を行い、それを踏まえた重点的な調査項目、対象、実施計画数の設定や検査方法の見直しを行うとともに、他の団体検査等で行われている検査対象団体等を対象とした集団指導の実施なども検討されたい。

イ 不適正事案等を発生させない取組について

団体検査等では、指定取消等の処分、県民の安全・安心を脅かすような事例、全国的に繰り返される不祥事件などの事案が発生し、また、今年度、国内企業の製品検査等においても組織ぐるみの不祥事が相次いで発覚している。このような状況から、企業のコンプライアンスが問われているところであり、また、団体検査等の対応には、不適正事案等が発生する組織体制や法令等遵守体制に焦点を当てた検査方法が検討・実施されている事例も見受けられる。

今後のより効果的な団体検査等の実施方法の検討の方向の一つとして、不適正事案等が発生するプロセス、組織としての管理体制や法令等遵守体制に着目し、対象団体等自体が不適正事案等を発生させないような団体の体質改善や内部統制に向けた検査内容となるような検査手法等についても検討されたい。

2 県全体の検査のバックアップとしての外部専門者の配置と研修等の充実について

検査対象は多様な経営主体で、会計処理などの検査に当たっては高度な専門知識が必要となるものもあり、検査は難しいとの声もあった。

現在一部の検査において、外部専門者が活用されているが、会計処理等を検査する団体検査等他にも多くあり、活用度の高い所管課への配置以外にも、会計処理等についての相談や、県職員が検査ノウハウを習得するため、団体検査等への同行に対応できる公認会計士等の外部専門者の窓口の設置について検討されたい。

併せて、会計処理等共通してニーズが高いと思われる項目については、外部専門者による、検査に対応した研修等の実施の検討をされたい。

(参考)

団体検査等一覧表

(平成28年4月1日現在)

番号	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	対象団体数	所管課	部局名	第2次調査対象
1	指定金融機関等の公金取扱に係る検査	地方自治法施行令第168条の4第1項	指定金融機関及び収納代理金融機関	53	審査指導課	会計管理部	○
2	徴収等委託に係る検査	地方自治法施行令第158条第4項、第158条の2第3項及び第165条の3第3項	徴収等事務受託者	96	審査指導課		
3	高圧ガス保安法に係る保安検査(コンビナート等保安規則)	高圧ガス保安法第35条	高圧ガス製造事業者	9	消防保安課	危機管理監	
4	高圧ガス保安法に係る立入検査(コンビナート等保安規則, 容器則)	高圧ガス保安法第62条	高圧ガス製造事業者, 容器検査所	61	消防保安課		○
5	液化石油ガス法に係る保安検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6	液化石油ガス充てん事業者	71	消防保安課		○
6	液化石油ガス法に係る立入検査(設備工事に關するもの以外)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条	液化石油ガス販売事業者, 保安機関	355	消防保安課		○
7	武器等製造法に係る立入検査	武器等製造法第25条	銃銃等製造事業者, 銃銃等販売事業者	20	消防保安課		○
8	ガス事業法による立入検査	ガス事業法第47条	ガス用品販売事業者	不詳	消防保安課		○
9	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項	公益法人	163	総務課	総務局	
10	行政書士又は行政書士法人事務所への立入検査	行政書士法第13条の22 犯罪による収益の移転防止に関する法律16条	行政書士・行政書士法人	1,107 (うち法人7)	総務課		○
11	広島県市町村職員共済組合監査	地方公務員等共済組合法 地方公務員等共済組合法施行令	市町村職員共済組合	1	市町行財政課	地域政策局	
12	指定管理施設実地調査	地方自治法第244条の2第10項	指定管理者	1	国際課		
13	指定管理施設実地調査	地方自治法第244条の2第10項	指定管理者	5	文化芸術課	環境県民局	
14	消費生活協同組合指導検査	消費生活協同組合法第94条第2項	消費生活協同組合	21	消費生活課		○
15	家庭用品品質表示法による立入検査	家庭用品品質表示法第19条第2項	家庭用品の販売業者, これらの者の工場, 事業場, 店舗, 営業所, 事務所若しくは倉庫	不詳	消費生活課		
16	消費生活用製品安全法による立入検査	消費生活用製品安全法第41条第1項	消費生活用製品の製造, 輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所, 工場, 事業場, 店舗又は倉庫	不詳	消費生活課		
17	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律による立入検査	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第3項	50万円以上のゴルフ場の会員契約を行う会員制事業者及び会員契約代行者	16	消費生活課		
18	国民生活安定緊急措置法による立入検査	国民生活安定緊急措置法第30条	指定物資を販売する者, 指定物資の小売業を行う者	不詳	消費生活課		
19	生活関連物資等の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律による立入検査	生活関連物資等の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律第30条	特定物資の生産, 輸入, 販売の事業を行う者, 小売業を行う者	不詳	消費生活課		
20	広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例による立入検査	広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例第37条	消費者に商品及び役務を供給(提供)する事業者	不詳	消費生活課		
21	特定商取引に関する法律による立入検査	特定商取引に関する法律第66条第1項	特定商取引(訪問販売, 通信販売及び電話勧誘販売に係る取引, 連鎖販売取引, 特定継続的役務提供に係る取引, 業務提供誘引販売取引並びに訪問購入)に係る取引を行う事業者	不詳	消費生活課		
22	割賦販売法による立入検査	割賦販売法第41条	割賦販売を行う事業者で, 広島県内(単県)で事業を行う者	5	消費生活課		
23	不当景品類及び不当表示防止法による立入検査	不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項	消費者に商品及び役務, 景品を提供する事業者	不詳	消費生活課		

番号	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	対象団体数	所管課	部局名	第2次調査対象
24	出資法人の立入調査	地方自治法 第221条第3項	公益財団法人	1	人権男女共同参画課	環境県民局	
25	自動車運転代行業立入検査	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条2項	自動車運転代行業者	80	県民活動課		
26	広島県青少年健全育成条例による立入調査等	広島県青少年健全育成条例第45条第1項	図書類自動販売機、書店、書店以外の図書取扱店、ゲームソフト等取扱店、かん具刃物類取扱店、映画館・興行場、遊技場、ビデオ取扱店、カラオケボックス店、インターネットカフェ・まんが喫茶、インターネット接続端末販売店等	不詳	県民活動課		
27	私立学校振興費補助金検査	私立学校振興助成法第12条第1号及び同法第16条 広島県補助金等交付規則第23条第1項	県から私立学校振興費補助金の交付を受けた学校法人その他の者	186	学事課		○
28	公立大学法人の立入検査	地方独立行政法人法第121条第1項	公立大学法人	2	大学教育振興担当		○
29	県出資法人の立入検査	地方自治法第221条第3項	公立大学法人	1	大学教育振興担当		
30	ばい煙発生施設に係る立入検査	大気汚染防止法第26条第1項及び同条第2項	ばい煙発生施設設置事業者	476	環境保全課		
31	一般粉じん発生施設に係る立入検査	大気汚染防止法第26条第1項及び同条第2項	一般粉じん発生施設設置事業者	92	環境保全課		○
32	生活環境の保全等に関する条例(ばい煙関係特定施設)に係る立入検査	広島県生活環境の保全等に関する条例第104条	ばい煙関係特定施設設置事業者	55	環境保全課		
33	生活環境の保全等に関する条例(粉じん関係特定施設)に係る立入検査	広島県生活環境の保全等に関する条例第104条	粉じん関係特定施設設置事業者	223	環境保全課		
34	第1種フロン類回収業者に係る立入検査	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第1項	フロン類を使用する機器(第一種特定製品)の管理者及びフロン類を取り扱う者	669	環境保全課		○
35	公害防止組織の整備に係る立入検査	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第1項	ばい煙発生施設等を設置する特定工場	157	環境保全課		○
36	生活環境の保全等に関する条例(汚水等関係特定施設)に係る立入検査	広島県生活環境の保全等に関する条例第104条	県条例の汚水等関係特定施設を設置する事業者(代表例:パン・お菓子製造業、養豚場等)	403	環境保全課		
37	水質汚濁防止法に係る立入検査	水質汚濁防止法第22条第1項	水濁法特定施設を設置する事業者(代表例:旅館、めっき工場、し尿処理施設等)	2,819	環境保全課		○
38	特定粉じん発生施設設置事業場の立入検査	大気汚染防止法第26条第1項	特定粉じん発生施設設置事業場	0	環境保全課		
39	特定粉じん排出等作業等の解体等工事現場の立入検査	大気汚染防止法第26条第1項	特定粉じん排出等作業等の解体工事現場	64	環境保全課		
40	揮発性有機化合物排出施設設置事業場の立入検査	大気汚染防止法第26条第1項	揮発性有機化合物排出施設設置事業場	14	環境保全課		
41	ダイオキシン類特定施設設置事業場に係る立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項	ダイオキシン類特定施設設置事業場	79	環境保全課		
42	要措置区域等の土地等の立入検査	土壌汚染対策法第54条第1項	要措置区域等及び土壌汚染状況調査に係る土地	10	環境保全課		
43	汚染土壌の搬出等に係る立入検査	土壌汚染対策法第54条第3項	要措置区域等	7	環境保全課		
44	汚染土壌処理業者に係る立入検査	土壌汚染対策法第54条第4項	汚染土壌処理業	0	環境保全課		
45	指定調査機関に係る立入検査	土壌汚染対策法第54条第5項	指定調査機関	0	環境保全課		
46	指定管理施設(自然公園等施設)実地調査	地方自治法第244条の2第10項	指定管理者	8	自然環境課		
47	出資法人の立入調査	地方自治法第221条第3項	一般財団法人	2	自然環境課		○
48	一般廃棄物処理施設に係る立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	一般廃棄物処理施設設置者	1	循環型社会課		
49	浄化槽保守点検業者立入検査	浄化槽法第53条第2項	浄化槽保守点検事業者	117	循環型社会課		

番号	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	対象団体数	所管課	部局名	第2次調査対象
50	浄化槽指定検査機関立入検査	浄化槽法第53条第2項	浄化槽法定検査機関	2	循環型社会課	環境県民局	○
51	産業廃棄物処理業者立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	産業廃棄物処理業の許可業者	3,455	産業廃棄物対策課		○
52	産業廃棄物処理施設立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	産業廃棄物処理施設の設置者	191	産業廃棄物対策課		○
53	産業廃棄物排出事業者立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	産業廃棄物の排出事業者	不詳	産業廃棄物対策課		○
54	ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業所立入検査	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第1項	PCB廃棄物を保管する者	303	産業廃棄物対策課		
55	引取業者立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項	引取業者	296	産業廃棄物対策課		
56	フロン類回収業者立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項	フロン類回収業者	169	産業廃棄物対策課		
57	解体業者立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項	解体業者	40	産業廃棄物対策課		
58	破砕業者立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項	破砕業者	18	産業廃棄物対策課		
59	県出資法人の立入調査	地方自治法第221条第3項	公益財団法人	1	子育て・少子化対策課	健康福祉局	
60	認可外保育施設指導監督	児童福祉法第59条	認可外保育施設	3	安心保育推進課		
61	保育所指導監督	児童福祉法第46条	保育所	19	安心保育推進課		
62	幼保連携型認定こども園指導監督	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条	幼保連携型認定こども園	29	安心保育推進課		○
63	社会福祉法人等指導監督(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設)	児童福祉法第46条	児童福祉施設(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設)	12	こども家庭課		
64	衛生検査所への立入検査	臨床検査技師等に関する法律第20条の5	衛生検査所	6	医務課		
65	病院等への立入検査	医療法第25条第1項	病院・診療所・助産所	1,051	医務課		○
66	医療法人への立入検査	医療法第63条第1項	医療法人	681	医務課		○
67	県出資法人の立入調査	地方自治法第221条第3項 地方自治法施行令第152条第1項第3号 知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める 条例第2条第5項	公益財団法人	1	被爆者支援課		
68	精神科病院実地指導	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6	精神科病床を有する県内の精神科病院(広島市内を除く)	28	健康対策課		
69	精神科病院入院状況調査	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6	精神科病床を有する県内の精神科病院(広島市内を除く)	28	健康対策課		
70	精神科病院入院者病状審査	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6	精神科病床を有する精神科病院	30	健康対策課		
71	特定給食施設に対する指導	健康増進法第24条	特定給食施設	368	健康対策課		○
72	興行場営業者等に対する立入検査	興行場法第5条第1項	興行場営業者	31	食品生活衛生課		
73	旅館業営業者等に対する立入検査	旅館業法第7条第1項	旅館業営業者	618	食品生活衛生課		○
74	公衆浴場営業者等に対する立入検査	公衆浴場法第6条第1項	公衆浴場営業者	206	食品生活衛生課		○
75	理容業者等に対する立入検査	理容師法第13条第1項	理容所営業者	1,113	食品生活衛生課		
76	美容業者等に対する立入検査	美容師法第14条第1項	美容所営業者	1,873	食品生活衛生課		
77	クリーニング業者等に対する立入検査	クリーニング業法第10条第1項	クリーニング所営業者	801	食品生活衛生課		

番号	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	対象団体数	所管課	部局名	第2次調査対象
78	特定建築物所有者等に対する立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項	特定建築物所有者	1,029	食品生活衛生課	健康福祉局	
79	登録業者に対する立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5	登録業者	500	食品生活衛生課		
80	生活衛生営業指導センターへの立入検査	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	生活衛生営業指導センター	1	食品生活衛生課		
81	生活衛生同業組合への検査	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	生活衛生同業組合	13	食品生活衛生課		○
82	水道事業等に対する報告の徴収及び立入検査	水道法第39条第1項, 第2項	水道事業者, 水道用水供給事業者, 専用水道設置者	33	食品生活衛生課		
83	小規模水道に対する報告の徴収及び立入検査	水道法第39条第3項	簡易専用水道設置者	224	食品生活衛生課		○
84	食品衛生施設の監視指導(定期)	食品衛生法第28条第1項	食品関係営業施設, 給食施設等	31,148	食品生活衛生課		○
85	食品衛生施設の監視指導(不適正事案等対応)	食品衛生法第28条第1項	食品関係営業施設, 給食施設等	不詳	食品生活衛生課		
86	食品表示法に基づく立入検査等	食品表示法第8条第1項	食品関連事業者及び食品関連事業者と関係のある事業者	不詳	食品生活衛生課		
87	食品の取去検査	食品衛生法第28条第1項 食品表示法第8条第1項	食品製造業者	不詳	食品生活衛生課		
88	食鳥処理場等の立入検査	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第38条	食鳥処理業者	15	食品生活衛生課		
89	と畜場等の立入検査	と畜法第17条第1項	と畜場の設置者若しくは管理者, と畜業者	1	食品生活衛生課		
90	動物取扱業に対する立入検査	動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項	動物取扱業者	337	食品生活衛生課		
91	特定動物飼養者に対する立入検査	動物の愛護及び管理に関する法律第33条第1項	特定動物飼養者	16	食品生活衛生課		
92	所有動物の飼養施設に対する立入調査	広島県動物愛護管理条例第10条	動物の所有者	不詳	食品生活衛生課		
93	麻薬及び向精神薬取扱業者等の立入検査	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項及び第2項	麻薬業務所・病院等・向精神薬営業所・向精神薬試験研究施設・麻薬等原料営業所	6,868	薬務課		
94	大麻取扱者の立入検査	大麻取締法第21条第1項	大麻栽培者・大麻研究者	6	薬務課		○
95	覚せい剤取扱者の立入検査	覚せい剤取締法第32条第1項及び第2項	覚せい剤施用機関・覚せい剤研究者・覚せい剤原料取扱者・覚せい剤原料研究者・薬局・病院等	6,329	薬務課		
96	採血事業者立入検査	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第23条第1項	採血事業者	3	薬務課		
97	薬局・医薬品販売業の立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第2項・第4項	薬局・医薬品販売業	986	薬務課		
98	医薬部外品販売業・化粧品販売業の立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項	医薬部外品販売業 化粧品販売業	不詳	薬務課		
99	医療機器販売業・貸与業の立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第2項・第4項	高度管理医療機器販売業・貸与業 管理医療機器販売業・貸与業	5,175	薬務課		○
100	再生医療等製品販売業の立入検査	医薬品医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第2項・第4項	再生医療等製品販売業	17	薬務課		
101	医薬品製造業等立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項・第4項	医薬品製造業者等	411	薬務課		
102	医薬品等を業務上取扱う者への立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項	医薬品等を業務上取扱う者	不詳	薬務課		
103	毒物劇物販売業・製造業等立入検査	毒物及び劇物取締法第17条第1項・第2項	毒物劇物販売業・製造業・輸入業	697	薬務課	○	
104	特定毒物研究者の立入検査	毒物及び劇物取締法第17条第2項	特定毒物研究者	9	薬務課		

番号	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	対象団体数	所管課	部局名	第2次調査対象
105	毒物劇物業務上取扱者の立入検査	毒物及び劇物取締法第22条第4項及び第5項で準用する法第17条第2項	毒物劇物業務上取扱者	不詳	業務課	健康福祉局	
106	温泉利用施設等立入検査	温泉法第35条	温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設	825	業務課		
107	県出資法人の立入調査	地方自治法第221条第3項	公益財団法人	2	医療介護人材課		○
108	後期高齢者医療事務指導監督	高齢者の医療の確保に関する法律第133条、第134条	後期高齢者医療広域連合 国民健康保険団体連合会	2	医療介護保険課		
109	保険医療機関及び保険薬局の指導	健康保険法第73条、船員保険法第59条、国民健康保険法第41条、高齢者の医療の確保に関する法律第66条	保険医療機関及び保険薬局	5,688	医療介護保険課		○
110	保険医療機関及び保険薬局の監査	健康保険法第78条、船員保険法第59条、国民健康保険法第45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第72条	保険医療機関及び保険薬局	2	医療介護保険課		
111	国民健康保険事務実地指導	国民健康保険法第106条	市町(保険者) 国民健康保険組合(保険者) 国民健康保険団体連合会	28	医療介護保険課		
112	介護保険サービス事業者等の実地指導	介護保険法第24条第1項	介護保険サービス事業所・施設(事業者)	2,606	地域福祉課		○
113	介護保険サービス事業者等の監査	介護保険法第76条、76条の2	介護保険サービス事業所・施設(事業者)	2,606	地域福祉課		○
114	社会福祉施設指導監査(老人福祉施設)	老人福祉法第18条第2項、社会福祉法第70条	社会福祉施設	153	地域福祉課		
115	有料老人ホーム立入検査	老人福祉法第29条第9項	営利法人、医療法人、NPO法人等	87	地域福祉課		
116	社会福祉法人指導監査	社会福祉法第56条第1項	社会福祉法人	60	地域福祉課		○
117	広島県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条、第48条	社会福祉法人、株式会社、有限会社、合同会社、特定非営利活動法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、独立行政法人	381	障害者支援課		○
118	広島県指定障害児通所支援事業者等指導及び監査	児童福祉法第21条の5の21	社会福祉法人、株式会社、有限会社、合同会社、特定非営利活動法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、独立行政法人	172	障害者支援課		
119	社会福祉法人等指導監査	社会福祉法第70条 児童福祉法第46条	社会福祉法人	56	障害者支援課		
120	指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3、第51条の32 児童福祉法第21条の5の26、第24条の19の2、第24条の39	社会福祉法人、株式会社、有限会社、合同会社、特定非営利活動法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、独立行政法人	497	障害者支援課		○
121	指定管理施設の業務状況調査	地方自治法第244条の2第10項	社会福祉法人、一般社団法人	3	障害者支援課		
122	職業訓練法人の業務の監督	職業能力開発促進法第39条の2	職業訓練法人	6	職業能力開発課		○
123	都道府県職業能力開発協会の業務の監督	職業能力開発促進法第90条で準用する第74条	都道府県職業能力開発協会	1	職業能力開発課	○	
124	計量法に基づく検査(製造・修理事業者への立入検査)	計量法第148条第1項	質量計等の製造・修理届出事業者	74	イノベーション推進チーム	商工労働局	○
125	計量法に基づく検査(計量証明事業者への立入検査)	計量法第148条第1項	計量証明事業者	157	イノベーション推進チーム		
126	計量法に基づく検査(適正計量管理事業所への立入検査)	計量法第148条第1項	適正計量管理事業所	800	イノベーション推進チーム		
127	計量法に基づく検査(特定計量器使用者への立入検査)	計量法第148条第1項	特定計量器使用者	不詳	イノベーション推進チーム		
128	計量法に基づく検査(商品量目立入検査)	計量法第148条第1項	スーパーマーケット等	881	イノベーション推進チーム		
129	電気工事業法に係る立入検査	電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条第1項	登録電気工事業者等	2,507	イノベーション推進チーム		

番号	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	対象団体数	所管課	部局名	第2次調査対象
130	電気用品安全法に係る立入検査	電気用品安全法第46条第1項(第55条の2, 同法施行令第5条)	電気用品の販売事業者	不詳	イノベーション推進チーム	商工労働局	
131	商工会・商工会連合会への立入検査	商工会法 第50条第1項, 第60条	商工会, 商工会連合会	35	経営革新課		
132	中小企業等協同組合への立入検査	中小企業等協同組合法 第105条の4, 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23, 第71条	事業協同組合, 企業組合, 協業組合, 商工組合ほか	604	経営革新課		
133	貸金業者への立入検査	貸金業法 第24条の6の10	広島県知事登録貸金業者	31	経営革新課		
134	広島県信用保証協会への立入検査	信用保証協会法 第35条, 第51条 信用保証協会施行令 第6条	信用保証協会	1	経営革新課		
135	旅行者等への立入検査	旅行業法第26条第3項 旅行業法施行令第5条	旅行者・旅行業代理業者	169	観光課		○
136	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	一般財団法人	2	農林水産総務課	農林水産局	
137	(農業協同組合)請求検査	農業協同組合法第94条第1項	農業協同組合, 県域未済農業協同組合連合会	21	団体検査課		
138	(農業協同組合)認定検査	農業協同組合法第94条第2項	農業協同組合, 県域未済農業協同組合連合会	21	団体検査課		
139	(農事組合法人)認定検査	農業協同組合法第94条第2項	農事組合法人	321	団体検査課		
140	(農業協同組合)随時検査	農業協同組合法第94条第3項	信用事業又は共済事業を行う農業協同組合	13	団体検査課		○
141	(農業協同組合)常例検査	農業協同組合法第94条第4項	信用事業又は共済事業を行う農業協同組合	13	団体検査課		○
142	(農業協同組合)子会社等の検査	農業協同組合法第94条第5項	農業協同組合の子会社等, 共済代理店	621	団体検査課		
143	(農業共済組合)随時検査	農業災害補償法第142条の2	農業共済組合	1	団体検査課		
144	(農業共済組合)常例検査	農業災害補償法第142条の3	農業共済組合	1	団体検査課		
145	(農業共済組合)請求検査	農業災害補償法第142条の4	農業共済組合	1	団体検査課		
146	(森林組合)請求検査	森林組合法第111条第1項	森林組合	15	団体検査課		
147	(森林組合)認定検査	森林組合法第111条第2項	森林組合	15	団体検査課		
148	(森林組合)常例検査	森林組合法第111条第4項	森林組合	15	団体検査課		
149	(森林組合)子会社等の検査	森林組合法第111号第5項	森林組合の子会社等	2	団体検査課		
150	(漁業協同組合)請求検査	水産業協同組合法第123条第1項	漁業協同組合, 漁業生産組合	80	団体検査課		
151	(漁業協同組合)認定検査	水産業協同組合法第123条第2項	漁業協同組合, 漁業生産組合	80	団体検査課		
152	(漁業協同組合)任意検査	水産業協同組合法第123条第3項	漁業協同組合	52	団体検査課		
153	(漁業協同組合)常例検査	水産業協同組合法第123条第4項	漁業協同組合	79	団体検査課		
154	農業者年金基金受託者の検査	独立行政法人農業者年金基金法第64条	(独)農業者年金基金から業務の委託を受けた農協及び農業委員会	33	団体検査課		
155	卸売市場立入検査	卸売市場法第66条第1項	地方卸売市場	12	販売・連携推進課		○
156	県出資法人立入調査	広島県出資法人指導・調整要綱	一般社団法人	2	農業経営発展課		

番号	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	対象団体数	所管課	部局名	第2次調査対象
157	農薬取締検査	農薬取締法第13条第1項及び同条第3項	農薬販売者, 農薬使用者	329	農業技術課	農林水産局	○
158	肥料立入検査	肥料取締法第30条	生産業者, 輸入業者, 販売業者	345	農業技術課		
159	食品表示法の監視指導業務 ・食品関連事業者等への巡回調査, 原料原産地確認調査, 自主申告調査, 疑義調査	食品表示法第8条	食品関連事業者等	不詳	農業技術課		
160	米トレーサビリティ法の監視指導業務 ・米穀事業者等への巡回調査, 自主申告調査, 疑義調査	米トレーサビリティ法第10条, 第11条 施行令第7条	米穀事業者(米穀等の販売, 輸入, 加工, 製造又は提供の事業を行う者)	不詳	農業技術課		
161	食糧法(第7条の2関係)の監視指導業務 ・主要食糧の地域出荷販売事業者等への巡回調査, 自主申告調査, 疑義調査	主要食糧の需給及び価格安定に関する法律(食糧法)第52条, 第53条	地域出荷販売事業者等	不詳	農業技術課		
162	農産物検査法の監視指導業務 ・農産物登録検査機関への巡回立入調査, 疑義調査	農産物検査法第31条, 37条	農産物検査登録機関	37	農業技術課		
163	県出資法人立入調査	広島県出資法人指導・調整要綱	一般社団法人	1	畜産課		
164	飼料販売業者等への立入検査	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	飼料販売・製造業者及び畜産農家	2,043	畜産課		
165	家畜排せつ物法に係る管理基準立入調査	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るための法律	畜産農家	375	畜産課		○
166	養蜂振興法に係る立入検査	養蜂振興法第9条	養蜂農家	190	畜産課		○
167	家畜伝染病予防法に基づく立入検査	家畜伝染病予防法第5, 31, 51条	畜産農家	1,729	畜産課		
168	獣医師に対する診療簿及び検案簿の検査	獣医師法第21条	獣医師	743	畜産課		
169	飼育動物診療施設への立入検査	獣医療法第8条	飼育動物診療施設	310	畜産課		
170	動物用医薬品等製造業者への立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条	動物用医薬品等の製造業者	6	畜産課		
171	動物用医薬品等製造販売業者への立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条	動物用医薬品等の製造販売業者	3	畜産課		
172	動物用医療機器修理業者への立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条	動物用医療機器の修理業者	24	畜産課		
173	動物用医薬品販売業者への立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条	動物用医薬品の販売業者	225	畜産課		
174	動物用医療機器販売・貸与業者への立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条	動物用医療機器の販売・貸与業者	111	畜産課		
175	飼育動物診療施設への立入検査	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条	飼育動物診療施設	310	畜産課		
176	指定管理者への立入調査	地方自治法第244条の2第10項	一般社団法人	1	水産課		
177	県出資法人立入調査	広島県出資法人指導・調整要綱 第7条第1項	一般社団法人	1	林業課		
178	指定管理者への立入調査	地方自治法第244条の2第10項	ひろしま遊学の森管理グループ	1	森林保全課		
179	不適正な運営がなされた場合の立入調査・検査等	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第24条	公益社団法人	1	森林保全課		
180	土地改良区検査	土地改良法第132条	土地改良区	72	農業基盤課		
181	建設業法第31条の規定に基づく立入検査	建設業法	県内に主たる営業所がある建設業許可業者	11,603	建設産業課	土木建築局	○
182	対象建設工事の現場等への立入検査	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項	対象建設工事受注者	不詳	技術企画課		
183	岩石採取場・事務所への立入検査	採石法第42条	採石業者	5	技術企画課		

番号	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	対象団体数	所管課	部局名	第2次調査対象
184	砂利採取場・事務所への立入検査	砂利採取法第34条	砂利採取業者	0	技術企画課	土木建築局	
185	広島県土地開発公社の立入検査	公有地の拡大の推進に関する法律第19条	広島県土地開発公社	1	用地課		
186	公益法人への立入検査	地方道路公社法第38条第1項	道路公社	1	道路河川管理課		
187	公益法人への立入検査	地方道路公社法第38条第1項	高速道路公社	1	道路河川管理課		
188	許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査	河川法第78条第1項	河川法上の規定により許可等を受けた者	不詳	道路河川管理課		
189	指定管理施設(県立びんご運動公園、県立みよし公園)の調査	広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年広島県条例第28号)第4条及び第5条	指定管理者	2	都市計画課		
190	都市計画法に基づく立入検査	都市計画法82条第1項	個人, 土木建築関係業者	不詳	都市計画課		
191	宅地造成等規制法に基づく立入検査	宅地造成等規制法18条第1項	個人, 土木建築関係業者	不詳	都市計画課		
192	県出資公益法人検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条	公益財団法人	1	下水道公園課		
193	建築基準法に基づく立入検査等(定期)	建築基準法第12条第7項	建築主, 建築物の敷地の所有者, 管理者, 占有者等	不詳	建築課		○
194	建築基準法に基づく立入検査等(不適正事案対応)	建築基準法第12条第7項	建築主, 建築物の敷地の所有者, 管理者, 占有者, 設計者, 建築材料製造者, 工事監理者, 工事施工者等	不詳	建築課		
195	指定確認検査機関に係る報告, 検査等	建築基準法第77条の31第1項	県知事指定の指定確認検査機関	1	建築課		
196	指定確認検査機関に係る報告, 検査等	建築基準法第77条の31第2項	県管轄内を業務区域とする指定確認検査機関	7	建築課		
197	指定構造計算適合性判定機関に係る報告, 検査等	建築基準法第77条の35の17第1項	指定構造計算適合性判定機関	2	建築課		
198	建築士法に基づく報告, 検査等	建築士法第10条の2第2項, 第26条の2第1項	建築士, 建築士事務所(対象団体数は建築士事務所の数)	2,401	建築課		
199	都道府県指定登録機関に係る報告, 検査等	建築士法第10条の20第3項	都道府県指定登録機関	1	建築課		○
200	都道府県指定試験機関に係る報告, 検査等	建築士法第15条の6第3項	都道府県指定試験機関	1	建築課		
201	建築士会に係る報告	建築士法第22条の4第6項	その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人	1	建築課		
202	指定事務所登録機関に係る報告, 検査等	建築士法第26条の3第3項	指定事務所登録機関	1	建築課		
203	建築士事務所協会に係る報告	建築士法第27条の2第8項	その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人	1	建築課		
204	指定試験機関に係る報告及び検査	宅地建物取引業法第16条の13第2項	指定試験機関	1	建築課		○
205	宅地建物取引業法に基づく報告及び検査	宅地建物取引業法第72条第1項	宅地建物取引業者	2,822	建築課		
206	宅地建物取引業法に基づく報告	宅地建物取引業法第72条第3項	宅地建物取引士	20,630	建築課	○	
207	宅地建物取引業協会に係る報告	宅地建物取引業法第74条第5項	その名称中に宅地建物取引業協会という文字を用いる一般社団法人	1	建築課		
208	高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物等への立入検査等	高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第3項	建築主, 建築物の所有者, 管理者, 占有者	不詳	建築課	○	
209	要安全確認計画記載建築物に係る報告, 検査等	建築物の耐震改修の促進に関する法律第13条第1項	建築物の所有者	不詳	建築課		
210	特定既存耐震不適格建築物に係る報告, 検査等	建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第4項	建築物の所有者	不詳	建築課		
211	基準適合認定建築物に係る報告, 検査等	建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第1項	建築物の所有者	不詳	建築課		

番号	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	対象団体数	所管課	部局名	第2次調査対象
212	要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る報告、検査等	建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第4項	建築物の区分所有者	不詳	建築課	土木建築局	
213	要緊急安全確認大規模建築物に係る報告、検査等	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項	建築物の所有者	不詳	建築課		
214	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく立入検査等（旧・エネルギーの使用の合理化等に関する法律の例による立入検査等）	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第10項（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第6条の規定による廃止前のもの）／建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第7条第1項及び第2項	届出者建築主	不詳	建築課		
215	指定管理者（県営住宅）の立入検査	地方自治法第244条の2第10項	県営住宅管理業者	6	住宅課		
216	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録事業者又は管理等受託者への立入検査	高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条	サービス付き高齢者向け住宅登録事業者	60	住宅課		
217	広島県住宅供給公社の立入検査	地方住宅供給公社法第四十条	広島県住宅供給公社	1	住宅課		
218	出納取扱金融機関の公金取扱に関する検査	地方公営企業法施行令第22条の5第1項	出納取扱金融機関	1	企業総務課		企業局
219	県出資法人に対する立入検査	地方自治法第221条第1項及び第3項（広島県出資法人指導・調整要綱 第7条）	水道事業運営会社	1	水道課	○	
220	出納取扱金融機関の公金取扱に係る検査	地方公営企業法施行令第22条の5第1項	出納取扱金融機関	1	県立病院課	病院事業局	
221	公益法人の立入検査	・地方自治法第221条第3項 ・地方自治法施行令第152条第2号	公益財団法人	1	総務課	教育委員会事務局	
222	公益法人の立入検査	・地方自治法第221条第3項 ・地方自治法施行令第152条第2号	公益財団法人	1	スポーツ振興課		
223	風俗営業の営業所に対する立入り検査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第37条	風俗営業を営む者	1,613	生活安全総務課	警察本部	○
224	店舗型性風俗特殊営業の営業所に対する立入り検査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第37条	店舗型性風俗特殊営業を営む者	190	生活安全総務課		
225	無店舗型性風俗特殊営業（法第2条第7項第1号に規定する派遣型ファッションヘルス営業に限る）の事務所、受付所及び待機所に対する立入り検査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第37条	無店舗型性風俗特殊営業を営む者（デリバリーヘルスに限る）	501	生活安全総務課		
226	店舗型電話異性紹介営業の営業所に対する立入り検査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第37条	店舗型電話異性紹介営業を営む者	5	生活安全総務課		
227	特定遊興飲食店営業の営業所に対する立入り検査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第37条	特定遊興飲食店営業を営む者	5	生活安全総務課		
228	酒類提供飲食店営業の営業所（午後10時から午前6時まで営むものに限る）に対する立入り検査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第37条	酒類提供飲食店営業を営む者	7,176	生活安全総務課		
229	設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所（午前0時から午前6時まで営業しているものに限る）に対する立入り検査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第37条	設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者	不詳	生活安全総務課		
230	風俗案内所に対する立入り検査	広島県飲業的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例 第15条	風俗案内業を行う者	72	生活安全総務課		
231	酒類提供営業等の営業所に対する立入り検査	酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例 第10条	酒類提供飲食店営業（接待有り）を営む者、店舗型性風俗特殊営業（ヘルス営業に限る）を営む者	1,034	生活安全総務課		
232	古物商等に対する立入り検査	古物営業法第22条	古物商の営業所	19,347	生活安全総務課		
233	古物商等に対する立入り検査	古物営業法第22条	古物市場	42	生活安全総務課		
234	質屋に対する立入り検査	質屋営業法第24条	質屋の営業所	70	生活安全総務課		
235	金属屑業者に対する立入り検査	金属屑業条例第18条	金属屑業者の営業所	1,222	生活安全総務課		
236	警備業者に対する立入り検査	警備業法第47条	警備業者の営業所	376	生活安全総務課		
237	警備業者に対する立入り検査	警備業法第47条	警備業者の基地局	23	生活安全総務課		
238	探偵業者に対する立入り検査	探偵業の業務の適正化に関する法律第13条	探偵業者の営業所	162	生活安全総務課		

番号	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	対象団体数	所管課	部局名	第2次調査対象
239	火薬類製造業者等への立入検査	火薬類取締法第43条第2項	火薬類製造業者等	288	生活安全総務課	警察本部	
240	指定射撃場等に対する立入検査	銃砲刀剣類所持等取締法第27の2 第2項	指定射撃場	5	生活安全総務課		○
241	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人	1	生活安全総務課		
242	県出資法人に対する立入調査	地方自治法第221条第3項	都道府県適格暴力追放センター	1	捜査第四課		
243	自動車運転代行業に対する立入検査	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項	自動車運転代行業を営む者	75	交通企画課		
244	指定自動車教習所に対する定期検査又は随時検査	道路交通法第99条の6 警察庁通達	指定自動車教習所	30	運転免許課		
245	講習委託業務の確認検査	道路交通法第108条の9 業務委託契約約款	指定自動車教習所、特定届出自動車教習所等	36	運転免許課		
246	労働組合法第22条第1項による臨検・検査	労働組合法第22条第1項	使用者又はその団体、労働組合その他の関係者	不詳	労働委員会事務局	労働委員会事務局	

※ 対象団体数等には、平成28年4月1日現在の数以外の業務上取りまとめた直近の数、概数を含む。数が不明な場合は「不詳」